

建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る  
一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、小松島市が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請及び審査について必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(資格審査の申請)

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、徳島県の定める測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「県要綱」という。）の規定に基づき、徳島県知事に申請書を提出しなければならない。

2 小松島市内に営業所等を設置し資格の審査を受けようとする者（以下、「市内業者」という。）は、申請書に次の各号に掲げる書類をそれぞれ1部添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 技術者経歴書（職員数調）
- (3) 法人にあっては商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人にあっては身分証明書
- (4) 市税の納税証明書（未納の額がないことを証する書面）
- (5) その他市長が別に定める書類

3 前項の申請書及びその他この要綱の施行に関する書類の様式については、市長が別に定める。

(申請書の提出期間)

第4条 申請者は、県要綱第4条に規定された申請書の提出期間において、徳島県知事に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市内業者は、前条第2項の申請書を毎年2月1日から2月末日までの間（小松島市の休日を定める条例（平成元年小松島市条例第32号）第1条に規定する市の休日を含まない。）に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、市長が定める項目及び基準に従ってこれを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当と認める者に資格の認定をするものとする。

3 前項の資格の認定は、前条第2項ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、平成26年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、前条第3項に規定する日から2年間とする。

2 第4条第2項ただし書の規定により申請書を提出し審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(変更届)

第7条 資格を有している者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、直ちに、申請書変更届及び関係書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号

(4) その他市長が特に定める事項

(資格の取消し)

第8条 市長は、資格を有している者が第2条各号又は次の各号の一に該当すると認められるときはその資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に調査若しくは測量を粗雑にし、又は設計業務等に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(8) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

2 建設工事に関する調査、測量設計委託業務等に係る指名競争入札参加資格審査要綱は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に資格を有する者の資格は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。この場合において、当該資格の有効期限は、平成23年5月末日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に資格を有する者の資格は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。この場合において、当該資格の有効期限は、平成26年5月末日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に資格を有する者の資格は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。この場合において、当該資格の有効期限は、平成29年5月末日までとする。